

沖縄県対処方針を踏まえた「活動指針レベルⅢ」における課外活動について

- 活動指針レベルⅢによる活動であるが、沖縄県対処方針「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」等を踏まえた活動内容とする。

- 1 課外活動については、本学独自のガイドライン、各部・サークル団体独自のガイドライン、各競技団体等のガイドラインを遵守した上で、活動を行うこととする。
- 2 大会参加及び遠征にあたっては、学生本人の意向を尊重し、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、学生、引率者等の感染拡大防止対策を講じることとする。
- 3 体調不良の場合は、無理して課外活動に参加せず、自宅等で安静にすること。体調に不安がある場合は、保健センター等に相談してください。